

増毛町

潮風を感じて……

あなたと議会をむすぶ

議会だより



雄冬海岸

発行 / 増毛町議会 編集 / 議会広報特別委員会
〒077-0292 増毛町弁天町 3 丁目 61 番地 TEL/53-1311



～認定こども園あつがる「発表会」～

第3回定例会

| | |
|---------------------------|-------|
| 一般議案・条例改正・人事案件・補正予算など …… | 2～4P |
| 令和2年度各会計決算審査特別委員会 …… | 5P |
| 各議員の賛否一覧・町長からの行政報告 …… | 6～7P |
| 一般質問『ズバリ 町政のここが聞きたい!!』 …… | 8～19P |
| 議会のうごき、編集後記 …… | 20P |



第167号

令和3年11月5日

令和2年度増毛町各会計決算を認定

町功勞者へ村木忠夫氏・南山岩男氏・西野憲一氏を決定

増毛町議会は第3回定例会を9月15日から17日までの3日間の会期とし、増毛町功勞者表彰受賞者の決定、一般会計ほか5会計の補正予算、その他一般議案、監査委員の選任、固定資産評価審査委員の選任などの案件について審議し、原案どおり可決・同意しました。

また、令和2年度各会計の決算は特別委員会を設置して審査し、委員長報告のとおり認定されました。

令和3年 第3回定例会

9月15～17日開催

財政健全化報告

◆令和2年度財政健全化判断比率等の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、財政の健全化の判断比率、公営企業会計の資金不足比率が監査委員の意見を付して報告されました。

健全化の判断比率のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、いずれも黒字のため発生せず、早期健全化判断基準を下回っています。

実質公債費比率は、前年度から0・1%減少し、10・7%となっており、こちらも基準を下回っています。

将来負担比率についても、町債残高の減少、基金積立増により、発生していません。

公営企業会計の資金不足比率は、前年度に続きいずれも発生していません。

報告された内容は、町広報11月号及び増毛町公式ホームページ

ジで公表されていますので、こちらで確認していただきたいと思います。

一般議案

◆増毛町功勞者表彰

8月18日開催の表彰審議会において、次の3氏を功勞者とする答申があり、町表彰条例の規定により、議会の議決をもって決定しました。

◎功勞者

村木 忠夫 氏
南山 岩男 氏
西野 憲一 氏

◆増毛町過疎地域持続的発展計画について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行に伴い、本法律に基づく過疎地域持続的発展計画の提案があり、原案のとおり可決されました。

条例の改正

◆増毛町工場等誘致振興条例の一部を改正する条例

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行に伴い、本条例の一部を改正しました。

人事案件

◆増毛町監査委員の選任について

令和3年10月31日任期満了となる、松本恭二氏の再任に同意しました。

◆増毛町固定資産評価審査委員会委員の選任について

令和3年9月30日任期満了となる、横木一郎氏の再任に同意しました。

委員会報告

今定例会において付託された

案件について報告されました。

◆総務文教常任委員会報告

▼要請第1号

地方財政の充実・強化に関する意見書の提出に係る要請について

▽審査結果 採 択

意見書

◆提出した意見書

◎地方財政の充実・強化に関する意見書

社会保障関連予算の充実及び新型コロナウイルス感染症対策等、地方の財政需要への対応を求める内容となっています。

◎コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

地方創生、雇用対策などのため、地方税財源の充実を求める内容となっています。

◎国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に求める内容となっています。

いずれの意見書も内閣総理大臣、関係閣僚等に提出しました。

補正予算

◆一般会計

歳入歳出ともに、3396万5千円が増額されました。

歳入は、普通交付税及び町債の増額と財政調整基金繰入金の減額が主なものです。

歳出は、公共施設整備等基金積立金の増額と福祉施設整備特別会計繰出金の減額が主なものです。

◆国民健康保険特別会計

歳入は、特別調整交付金及び基金繰入金の増額と国民健康保険税が減額されました。

歳出は、財源の内訳が調整されました。

※歳入歳出予算額の増減はありません。

令和3年度 補正予算概要

主な補正内容について説明しています。千円以下の端数については省略しています。

一般会計

歳入歳出 **3,397**万円の増額
総 額 **50億 7,738**万円に

歳 入

普通交付税 …………… 1,252万円増
町債(町有物件解体事業債ほか) …… 2,813万円増
財政調整基金繰入金 …………… 3,196万円減

歳 出

公共施設整備等基金積立金 …… 3,000万円増
移住体験住宅改修工事費 …… 1,580万円増
農業用機械導入事業補助金 …… 620万円増
港湾整備事業負担金 …………… 900万円増
福祉施設整備特別会計繰出金 …… 3,196万円減

国民健康保険特別会計

歳入歳出予算額増減なし
総 額 **5億 5,619**万円

歳 入

特別調整交付金 …………… 10万円増
基金繰入金 …………… 370万円増
国民健康保険税 …………… 380万円減

観光施設事業特別会計

歳入歳出 **86**万円の増額
総 額 **5,026**万円に

歳 入

一般会計繰入金 …………… 86万円増

歳 出

施設備品購入費 …………… 9万円減
除雪機械借上げ料 …………… 66万円増

令和3年度 補正予算概要

主な補正内容について説明しています。
千円以下の端数については省略しています。

診療所事業特別会計

歳入歳出 **107** 万円の増額
総 額 **2億 8,307** 万円に

歳入

国庫支出金…………… 120 万円増
一般会計繰入金…………… 13 万円減

歳出

修繕料…………… 25 万円減
施設備品購入費…………… 127 万円増

福祉施設整備特別会計

歳入歳出 **2,352** 万円の減額
総 額 **7億 6,418** 万円に

歳入

道支出金…………… 643 万円増
町債…………… 200 万円増
一般会計繰入金…………… 3,195 万円減

歳出

工事請負費…………… 2,060 万円減

碎石事業会計

収益的収入及び支出 **2,046** 万円の増額
支出総額 **3億 1,041** 万円に

収益的収入

売上収益（割石売上）…………… 1,960 万円増
機械使用料（ブル使用料）…………… 86 万円増

収益的支出

生産費用（燃料費・委託料）…………… 636 万円増
売上原価（割石）…………… 1,080 万円増
消費 税…………… 128 万円増
予 備 費…………… 202 万円増

◆観光施設事業特別会計

歳入歳出ともに、86万3千円が増額されました。
歳入は、一般会計繰入金が増額されました。
歳出は、消耗品及び賃借料の増額と備品購入費の減額が主なものです。

◆診療所事業特別会計

歳入歳出ともに、107万4千円が増額されました。
歳入は、国庫支出金の増額と一般会計繰入金が増額されました。
歳出は、修繕料の減額と賃借料及び備品購入費の増額が主なものです。

◆福祉施設整備特別会計

歳入歳出ともに、2352万4千円が減額されました。
歳入は、道支出金及び町債の増額と一般会計繰入金が増額されました。
歳出は、工事請負費の減額が主なものです。

◆碎石事業会計

収益的収支の収入は、留萌川導流堤建設工事における割石の追加販売による売上収益、機械使用料として2046万円が増額されました。
支出については、生産費用、売上原価、消費税及び予備費として2046万円が増額されました。

令和2年度会計決算審査 特別委員会を開催

増毛町議会は町より監査委員

が行った決算審査の意見書を付して提出された昨年度の一般会計及び特別会計、企業会計の11会計の決算認定の審査を行うため、議長と議員選出の監査委員を除く9名の委員で構成される令和2年度各会計決算審査特別委員会（松倉清道委員長）を設置し、審査を行いました。各会計の執行状況や事業の成果などを、資料や担当者からの説明を聞き取り、審査をした結果、一般会計を含む10会計は要望を付け認定、1会計は提出どおり認定するとの審査結果の報告があり、委員会終了後に再開された本会議で認定となりました。

決算認定の報告後には堀町長から、指摘のあった事項については真摯に対応していきたいとの発言がなされ、今後に期待するものであります。

※要望は以下のとおりです。

◆一般会計

歳入全体の収入率は95・94%で、前年より4・03%上回っている。収入未済額は翌年度に繰り越された事業に係るものを除いて、そのほとんどが町税であり、中でも町民税と固定資産税の滞納繰越分が多額であるが、前年度比で165万7千円が減少しており、徴収努力が認められる。町税等の滞納者は固定化してきており、公平性の観点から、また新たな滞納者を増やさないためにも、各課が一体となって情報を共有し、徴収率の向上に努められたい。

◆国民健康保険特別会計

徴収が困難なことは十分理解できるが、滞納者の減少に向けて本制度の積極的な啓発の実施により、収納率の向上に一層努められたい。

◆観光施設事業特別会計

各施設の運営は前年度より、新型コロナウイルス感染症の影響

により厳しい経営状況にあるが、利用客増加に向けて更なる活性化に尽力されたい。

◆診療所事業特別会計

当町唯一の医療機関として高齢化の進むなか、医療サービスの充実を図り、経営の健全化と町民の負託に応えられたい。

◆介護保険特別会計

保険料の収納率向上に努めるとともに、滞納保険料の早期回収に向け、一層の徴収に努められたい。

◆後期高齢者医療特別会計

当町の人口は減少し、高齢化の加速が予想される。保険料の早期収納、また、高齢者の負託に応じられるようにその運営に努められたい。

◆港湾整備事業特別会計

本事業の根幹であるプレジャーボートスポットの利便性とサービスの向上を図り、会員確保に努められたい。

◆水道事業会計

未納者に対し、状況確認の上、必要に応じた未収対策（閉栓時の十分な説明）を施し、滞納

防止、徴収強化に努められたい。

◆公共下水道事業会計

下水道が完備されている地域への普及活動を行い、なお、使用料等の収納に努められたい。

◆砕石事業会計

営業努力等により少しずつ改善されているが、さらに、以上の市場調査等を行い、今後とも厳しい状況ではあるが、営業力向上と経費節減に努められたい。

※簡易水道事業会計に要望はありませんでした。



決算資料について担当者から説明を受け審査を実施

令和3年第3回定例会 審議した議案と各議員の賛否

| 番 号 | 事 件 名 | 議員名 (議席順) | | | | | | | | | | 議決結果 | |
|---------|-----------------------------------|-----------|------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|------|------|-------|
| | | 合羽井達男 | 川島 優 | 酒井 倫明 | 大井紀美恵 | 松倉 清道 | 上野 剛 | 菅原 幸弘 | 西山 征二 | 岩崎 俊一 | 小田 緑 | | 飛内 眞吾 |
| 要請第1号 | 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出に係る要請について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 付託 |
| 議案第58号 | 増毛町過疎地域持続的発展計画について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議案第59号 | 増毛町功労者表彰について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議案第60号 | 増毛町工場等誘致振興条例の一部を改正する条例 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議案第61号 | 令和3年度増毛町一般会計補正予算(第2号) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議案第62号 | 令和3年度増毛町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議案第63号 | 令和3年度増毛町観光施設事業特別会計補正予算(第1号) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議案第64号 | 令和3年度増毛町診療所事業特別会計補正予算(第2号) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議案第65号 | 令和3年度増毛町福祉施設整備特別会計補正予算(第1号) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議案第66号 | 令和3年度増毛町砕石事業会計補正予算(第1号) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議案第67号 | 増毛町監査委員の選任について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 議 同 意 |
| 議案第68号 | 増毛町固定資産評価審査委員会委員の選任について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 同 意 |
| 議案第69号 | 令和2年度増毛町一般会計歳入歳出決算の認定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 認 定 |
| 議案第70号 | 令和2年度増毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 認 定 |
| 議案第71号 | 令和2年度増毛町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 長 認 定 |
| 議案第72号 | 令和2年度増毛町診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 認 定 |
| 議案第73号 | 令和2年度増毛町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 認 定 |
| 議案第74号 | 令和2年度増毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 認 定 |
| 議案第75号 | 令和2年度増毛町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 認 定 |
| 議案第76号 | 令和2年度増毛町水道事業会計決算の認定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 認 定 |
| 議案第77号 | 令和2年度増毛町簡易水道事業会計決算の認定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 認 定 |
| 議案第78号 | 令和2年度増毛町公共下水道事業会計決算の認定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 認 定 |
| 議案第79号 | 令和2年度増毛町砕石事業会計決算の認定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 認 定 |
| 意見書案第2号 | 地方財政の充実・強化に関する意見書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 意見書案第3号 | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 意見書案第4号 | 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |

※○は賛成、×は反対、欠は欠席、除は地方自治法第117条の規定による除斥、「議長」は議長のため採決に加わらなかった。

行政報告

令和3年第3回定例会では、町長から4点について報告がありました。



町長 堀 町 長
要約して
町民の皆様
にお知らせ
します。

①令和3年度普通交付税及び臨時財政対策債の発行可能額の決定について

普通交付税及び臨時財政対策債の合計額は、24億9373万4千円が交付決定となり、前年度比で1億2143万7千円の増額となっています。今年度の普通交付税は、当初予算では国勢調査における人口減少に伴う交付額の減少を見込んでいましたが、急激な減少を防ぐための段階的な補正により、影響は少ないものとなりました。町を取り巻く環境は大変厳しいですが、今後も財政運営プランの着実な取組と、職員の創意工夫により、限りある財源を有効活用し効率的な行政運営に努め、健全で安定した財政基盤

の確立を目指します。

②新型コロナウイルス感染症への対策について

5月の連休明けから実施しているワクチン接種を進めるにあたり、医療従事者の確保やワクチンの管理、会場の運営などについて、大きな問題は発生しておらず、順調に接種が進んでいます。12歳から15歳までのワクチン接種は、16歳以上と同様に希望調査に基づき日程調整を行います。こちらも円滑に接種が進んでいます。今後の予定は、8月28日以降に誕生日を迎え12歳となる児童や、これまでワクチン接種を控えていた方の接種を予定していますが、引き続き関係機関との連携を図り、希望者全員への接種を進めていきます。

これまで、新型コロナウイルス感染症への蔓延防止対策として、PCR検査事業など5事業と、経済対策として、ましけ元気回復応援事業など11事業、合わせて16事業を計画し、実施しています。公共施設に消毒用アルコール消毒液を設置する公共施設感染拡大予防事業など2つの事業が既に完了した

ほか、接客感染防止対策事業や観光宿泊促進事業など13事業が実施中となっており、事業の着手率は93・8%、事業費の執行率は49・8%となっています。

ましけ元気回復応援事業として実施しているプレミアム付き商品券の販売助成は、購入希望者に行き渡らないという声を反映し、販売方法を見直すなど、各事業の実施に当たっては、改善を図りながら進めています。引き続き、農産物や水産加工品の販売促進、宿泊施設の利用を促進する事業を展開しますので、多くの生産者、事業者に活用いただけると思います。

これからも、ワクチン接種と蔓延防止、経済対策を進めて、安心、安全な生活の回復に向け、引き続き職員一丸となり、努めていきます。

③増毛港屋根付き岸壁の整備完了について

増毛港の屋根付き岸壁の工事は、国の直轄事業として行われ、今年度完成となりました。屋根付き岸壁の屋根部分は、鉄骨造り平屋建て、全長90m、奥行き13mであり、水揚げ時の野鳥の

ふんや直射日光が防がれ、水産物の衛生状態や鮮度が保たれ、サケやナマコなどの輸出が促進されるものと期待しています。

④上半期の農業・漁業の状況について

果樹については、さくらんぼとりんごが凍霜害の被害を受けました。「佐藤錦」は当初の被害予想よりも回復したものの、収量は平年を下回り、「紅秀峰」や「南陽」は、平年を大きく下回る収量となっています。また、7月には、町内及び札幌市、横浜市において、さくらんぼのPR事業を展開していましたが、収量減と新型コロナウイルス感染症の影響により実施を断念しました。8月上旬からはプラム、下旬からはぶどうの収穫が始まり、梨・プルーンについても、夏場の少雨の影響を一部受けましたが、順調に成育しています。水稲についても、8月上旬まで高温少雨が続きましたが、天候の安定と、生産者による水の管理が行われ、悪影響を与えることなく平年並みに育成しています。作柄概況は「やや良」と、豊作が期待でき、豊稔の秋を迎

えることを願っています。

漁業については、昨年同様に比べて漁獲量で353トンの減少ですが、金額では1億3489万円、6・7%の増加となっています。主要魚種の昨年同期との比較では、ホタテ漁は稚貝の生育状況が思わしくなく、成貝及び半成貝を含めて、漁獲量で0・3トン、金額で2686万円、ナマコ漁は8月に入り浜値が上がりましたが、時化の影響で出漁回数が伸びず、ウニ漁では漁獲量が15トン、金額が1334万円の減少となっています。ナマコ漁は漁獲量8トン減も、金額は4009万円の増加となりました。たこ漁は輸入量の減少により、国内の単価が高騰し、漁獲量で41トンの減ですが、金額では6689万円の増エビ漁は漁獲量で51トンの減ですが、金額では819万円の増加となっています。

9月以降は鮭の定置網漁、えびこぎ網漁、あわび漁も始まり、豊漁と安全操業を願っています。

一般質問 ズバリ 町政のここが聞きたい!!



今回の第3回定例会の一般質問は、本会議1日目の15日に行われ、6名の議員が10項目について、質問しました。

議員からの質問、町側の答弁の内容を要約して、町民の皆様にお知らせします。

※一般質問とは？

議員が町の行財政全般にわたって、町長などの執行機関に、疑問点をただし、将来に対する考え方や取り組み方の説明を求めることです。

増毛町議会では、年4回の定例会で一般質問をすることができます。

(参考：全国町村議会議長会議員必携より)



小田 緑 議員

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策について
- (2) 生理の貧困対策及び生理用品の防災備蓄について



川島 優 議員

- (7) 消防団員の処遇について



合羽井 達男 議員

- (3) アフターコロナの町内観光について
- (4) 過疎地域持続的発展計画「令和3年度～令和7年度」の地域における情報化について



菅原 幸弘 議員

- (8) 盛土造成地について
- (9) 廃棄物処理について



大井 紀美恵 議員

- (5) 合同墓の設置と維持管理について
- (6) 防災意識の向上について



酒井 倫明 議員

- (10) 町有財産の利活用について

新型コロナウイルス感染症対策について

小田議員①

Q ワクチン忌避への対応は

A 個別通知で最終案内を送付する



○小田議員

当町のワクチン接種は、非常にスムーズに行われた。(1)ワクチン接種の現状と課題について。

①ワクチン接種の進捗状況は対象区分ごとに、どのような日程で対象者に接種を進め、接種率は何か。
②高齢者の医療や介護に携わる職員のワクチン接種率、子どもの教育や保育に関わる職員の接種率は。
③ワクチン忌避の課題について
今後、接種率を上げていくために、ワクチン忌避への対応も

重要になってくる。町レベルでできることは限られると思うが、「正しい情報の発信」、「ワクチンを受けやすくする仕組みづくり」、「ワクチンを受けることへのメリットを意図的につくっていく」、「自分がワクチン接種を受けることで免疫系の弱い人を守ることができる、責任感に呼びかける」などの方策をとっては、ワクチンを2回接種した人への優遇措置として、抽選で商工会の商品券が当たるなど、受けていない人に対する継続的なワクチン接種体制づくりなどを検討すべきでは。
(3)修学旅行が延期となり、秋から冬に向けて換気が悪くなると、感染状況が悪化することが懸念される。
①宿泊を伴う行事の安全性確保は、どのように取り組むか。
②どのような基準で実施と中止の判断をするのか。
③キャンセル料や実施された場合の追加料金が生じた場合、町が負担すべきでは。

○町長

(1)①と②については、4月末から医療従事者の接種を開始し、施設入所者の高齢者や施設職員、雄冬地区住民、疾病や要介護者などリスクの高い方のほか、87歳以上の方を優先して5月11日からワクチン接種を実施している。その後、6月17日から7月27日にかけて、86歳から65歳を年齢順に接種している。また、同時期に学校のクラスター対策として、こども園や小中学校職員、介護職員等に接種を実施している。64歳から16歳は、基礎疾患を有する方や64歳から60歳に7月17日から接種を開始し、高校生や遠隔地学生は、夏休みを利用して接種をしている。50代から20代は、年齢順に7月31日から8月7日に実施し、2回目は8月28日で終了している。15歳から12歳は、8月27、28日に1回目を実施し、今後、12歳になる子どもには、12月から2月の間に随時、実施する予定とされている。16歳以上の接種までは終了し、9月21、22日に実施

する15歳から12歳の2回目の接種となつている。接種率は令和3年9月10日現在のデータで、1回目の接種は、3449回で90・2%、2回目の接種は、3210回で83・9%となつている。対象区分ごとに65歳以上は、1回目92・4%、2回目89・6%。64歳から16歳は、1回目89・3%、2回目83・6%。15歳から12歳は1回目65・3%で接種意向調査によると、2回目接種率は3月末に77・2%の予定となつている。高齢者の医療や介護に携わる職員の接種率は98・3%。子どもの教育や保育に関わる職員の接種率は、92・2%となつている。
(2)重篤なアレルギーや病気のため受けられない方、接種を希望しないという考えの方が一定数おり、接種機会の呼びかけを継続して行い、接種率が90%を超えている。また、2回接種した方への優遇措置は考えていない。接種していない町民には、当町における集団接種の最後の機会として、1回目を9月21、22日、

2回目を10月12日に実施する。これで接種を完了したいと考えている。未接種者約300人には、個別通知で最終日程の案内を送付し、これ以降は入荷予定がないので、希望する方は、この機会に接種してほしい。なお、その後の接種体制は、道で検討している。

○教育長

(3)①文部科学省から通知されている「新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」により、感染防止対策の徹底を図り、また、修学旅行に関しては、社団法人日本旅行協会が作成したガイドラインを基に、旅行業者と連携して、安全な旅行計画を進め、参加する教職員や児童生徒は、普段の学校生活において感染防止の徹底を図り、日常的に健康管理に努めている。

②国や道、文部科学省や道教委からの対応策の通知を基に、宿泊先、研修先の感染状況を把握しながら、教育委員会と学校長が協議し判断をしている。

③昨年度から町と協議し、町で

負担することになっている。

○小田議員

これから12歳になる子どもたちは、12月からワクチン接種を始めるようだが、接種していない300人も接種したいとなったら、一緒に接種することは可能か。

○町長

5、6人いなければワクチンが無駄になり接種できないので、道と協議中であり、その子どもたちと一緒に接種することにはなっていない。

○小田議員

接種していない方に情報提供してほしい。12歳になる子どもが少ないので、5人集まるまで待つて、その子どもたちは当町で接種できるのか。

○町長

その予定である。

○小田議員

修学旅行は部屋に数名泊まるのか、個室になるのか、そういうマニュアルやガイドラインには示されているのか。

○教育長

人数までは示されていないが、密接、密集を防ぐということで、要旨を把握しながら学校で判断している。昨年、中学校は個室で小学校は2人部屋であり、食事も集団ではなく個々に実施している。今年も同様に考えている。

生理の貧困対策及び生理用品の防災備蓄について

小田議員②

Q 小中学校のトイレに生理用品を置くことはできないか

A 従来どおり保健室で対応したい

○小田議員

3月に民間団体が行った調査で、生理の貧困がクローズアップされ、多くの自治体がナプキンを公共施設で配布し、学校の女子トイレに置いている。

(1)学校トイレの個室にトイレッ

トペーパーがあるように、生理用品を置くことにより、生理の貧困解消に取り組むべきだと思うが。

○教育長

(2)災害備蓄品として生理用品を用意する必要があると思うが、どの程度備蓄されているのか。

○町長

(1)学校の生理用品の配置は、保健室に常備し、緊急性や支援が必要な場合は対応できるようにしている。設置して自由に使うことは、子どもの「困り感」を見落とし、子どもを見守り育てる教育的配慮に欠けることも懸念されるので、今後、子どもたちの健康状態の目配り、見守りを徹底し家庭の生活環境の把握に努め、貧困によって学校生活に支障がないよう配慮しながら、保健室の配備で対応したい。

○小田議員

(2)現在、備蓄はないが、災害時には持ち出しが困難である場合も考えられるので、今後、整備できるように検討したい。

保健室で対応されているが、

児童生徒がすぐに使えるような環境整備が必要なのではないか。生理のある子どもたちのプライバシーや尊厳を保障し、教育機会の損失を防ぎ、生理を取り巻く環境整備は、社会問題で大事だと言われている。ネグレクト（育児放棄）や、ひとり親で父親に育てられている子だと気づいてあげられなくて、子ども父親に対し羞恥心から買ってと言えないこともある。可哀想と思われるから保健室に行かないなど、困っていることを声上げられない児童生徒を、包括的にケアする必要はある。このことについて、調査は行っているのか。

○教育長

先生は朝、子どもたちの健康状態を確認する。全員が情報を共有しており、生活の中で貧困の状態、健康の状態は学校内で十分に把握していると考えている。調査については、学校現場で必要なのか確認したい。

○小田議員

愛知県東郷町の子どもが生理の貧困を知り、女子児童が生理

用品を学校トイレに設置されたら、心と体も健康になるという提案に対し、町長が小中学校へ設置を即決したこと、神奈川県大和市のアンケート結果からも恥ずかしくて保健室に取りに行けない、急に生理になったときに保健室に取りに行くまでに嫌な思いをするとあった。困っている子どもに手を差し伸べていくことが大切と市長の決断で、4月から小中学校の女子トイレに設置した。生理の貧困もセンシティブ（敏感）な問題で、保健室に行かなくてもいいようにならないと駄目だと思うが。

○町長

小中学校に置いてもいいと思っているが、教育委員会では教育的な観点により、保健室で対応したいという考えを尊重した。

○教育長

一番大事なのは、子どもの状態を把握し、寄り添って育てるということだ。トイレに設置すると、身の回りを自分で用意することなく、学校にいるときは

トイレにある物を使うことになる。この件に関してトラブルや、困って問題になったという報告はないので、今の状態が良いと判断している。

アフターコロナの町内観光について

合羽井議員①

Q 観光施設へのアクセスに周遊バスなどを運行できないか

A 今年度に電動自転車を整備したので利用していただきたい



○合羽井議員

当町の新型コロナウイルス感染症対策が道からの要請遵守やワクチン接種が進み、訪れる観光客も駅舎周辺を起点とした散策が多く見受けられる。

(1) 駅舎周辺以外の観光客が伸び悩んでいるが、既存の施設への

アクセスを周遊バスなどで運行できないか。
(2) 暑寒別川河口に足場等を設置して、サケの遡上を見学させることはできないか。
(3) 旧富田屋旅館の改修状況と内部見学は可能か。
(4) 教育委員会が管理している史跡標柱・標識を設置している箇所の見学と周知徹底は。

○町長

(1) 増毛・留萌間の鉄路廃線などにより、自家用車で来町する観光客が多数を占めており、周遊バスを運行しても利用者は見込めないと考えている。今年度、電動自転車を整備したので、駅前以外の観光施設への移動に利用してほしい。また、駅周辺以外の観光施設は、ホームページや観光パンフレットなどでPRを行い、増毛の魅力を発信したい。

(2) 河川管理者である道に照会したところ、倒壊の危険性がなく、安全が十分に確保されることが必要で、簡易的な見学施設の設置は管理上難しい。しかし、暑

寒別川のサケの遡上は、国道沿いで見学できる貴重な観光資源であり、季節の風物詩として、見せ方についても検討したい。

(3)平成13年に北海道遺産に指定され、増毛の歴史的建物群を構成する建物の一つである。建物の修繕や維持管理費用は「ふるさと納税」を活用し、屋根や正面外観1階部分の改修を終え、11月までに正面外観から見える部分の建具と南面外壁の改修工事を予定している。

令和元年度から3年かけて改修を進め、建物保全の目処がついたので、内部見学の可能性を建築基準法や消防法の法律面と管理運営面を考慮し、段階的に実施できるか調査、検討したい。(4)標柱は町内30か所あり、そのうち10か所に説明看板を併設している。平成22年に史跡標柱を紹介した「史跡マップ」を作成し、町内の各施設に備え付けている。今年度から史跡30か所、駅前歴史的建造物、旧商家丸一本間家及び元陣屋の音声ガイドを作成し、史跡マップ及び登

録施設でQRコードによる音声ガイドを聞くことができるようにしたので、史跡マップの配布施設を増やすなど、観光客へ周知したい。

○合羽井議員

周遊バスは、阿分から雄冬まで1日何往復かして、町民も観光客も乗れるように、業者を通して考えられないか。

○町長

秋の味まつりで、会場と港、暑寒沢まで周遊バスを運行したが、車で来る方がほとんどで、利用しない方が多い。また、神社を巡る旅や、「駅 STATION」の撮影地を巡るイベントなどは観光客も来ると思うが、日常的な周遊バスでは、観光客は見込めないと考えている。

○合羽井議員

サケの遡上見学だが、規制なしで河口に下りて見ているので、道にもお願いしながら、安全な場所を作るのが良いと思うが。

○町長

川の増水時に多くの人が利用した場合、人の配置など管理面

も含めて、簡易的な足場を使つての見学は難しい。

○合羽井議員

旧富田屋旅館は、外周が綺麗になってきた。建物内部でモニターを使いながら、2階・3階を見せることはできないか。

○町長

木造3階建ては、北海道で貴重だと聞いているが、消防法、建築基準法がネックになっている。ただ、1階部分は見学できるように改修をするが、2階・3階に人を上げられるのかを検討しなければならない。

1階を見せられる状態になったときは、観光ボランティアが鍵を持って開け閉めし、説明して見せることは可能だと思つて、これから検討したい。

○合羽井議員

史跡標柱は、町民でも見たことがない人もいるので、見せる機会を作ることではないか。

○地域学習課長

史跡ガイドマップなどは配布しているが、周知が全町民までできていないと思つている。

文化財専門委員会でも意見があるので、見学会などが可能か検討したい。



～新たに整備された観光案内所の電動自転車～

過疎地域持続的発展計画「令和3年度～令和7年度」の地域における情報化について

合羽井議員②

Q 各地区の屋外防災行政無線設置状況は

A 暑寒沢に新設したが、信砂・朱文別沢・湯の沢には設置していない

○合羽井議員

令和2年11月から防災行政無

線がアナログ回線からデジタル回線に変わり、災害発生時に機能が発揮される体制が少しずつ構築されてきた。しかし、著別・湯の沢地区は室内での受信はできるが、屋外の無線塔が近くになく、畑仕事中には聞くことができない。しかも、携帯電話の電波が弱く圏外のため情報が入らない。防災の観点からも調査し、伝達手段の確保を図ることが必要だと思う。

- (1) 町内の居住地で湯の沢以外に通信不能地域はあるか。
- (2) 防災訓練後のアンケートの回答では、屋外防災行政無線で聞きづらい箇所があったと回答があったか。
- (3) 屋外防災行政無線は各沢地区の設置状況はどうか。

○町長

(1) 携帯電話の電波は確認したところ、町内居住地での通信不能地域はない。また、湯の沢地区では、携帯電話大手2社の通信が可能である。
(2) 今年度は新型コロナウイルスに伴う緊急事態宣言適用のため、

全町防災訓練は中止したが、昨年度のアンケート調査によると、自治会・自主防災組織・町内団体から30件の回答があり、当時は一部アナログ放送だったが、「音声の反響により聞こえにくい」との回答が5件あった。
(3) 暑寒沢地区は、デジタル回線へ移行する際に屋外拡声子局を新たに設置したが、信砂・朱文別沢・湯の沢地区には、屋外拡声子局は設置していない。

○合羽井議員

家から出たときは全く情報が入ってこない。特に、湯の沢は携帯電話も通じないこともあって、事故があった場合に、携帯電話が通じないから家まで戻るのであれば、タイムロスが大きいく、情報が警察や消防署に入らないこともあるので、行政から電話会社に頼むのは可能か。

○町長

私はauを使用しているが、湯の沢地区に行くと、通信状況を確認してきた。湯の沢会館から奥は、電波は弱いが電話は通じた。著別パイロットファーム

まで行くと通じたり通じなかったりといった状況で、ソフトバンクも通じる。ただ、NTTは通じないということで、2社は電波が弱いけれど通じた。

○合羽井議員

湯の沢で跡を継いで農家をやっている若い子どもが、携帯電話も通じないところで生活するというのは大変だと思う。利便性が悪ければ、町を出ようかなという話も出てくるので、町も含めた形で応援してやってほしい。屋外の電波塔も設置してあれば外でも聞こえるので、信砂も含め、屋外の設置も検討しては。

○町長

屋外拡声子局は、津波被害を予防するためにつけている。また、全世帯に戸別受信機があるので、大雨で作業ができないときは家において通じるということになり、設置していない。建てるにしても信砂地区には何棟建てればいいのかなど、範囲が奥に広がっていくので、その部分も考えて、建てていない。



～災害時に屋外でも放送が聞けるように設置されている拡声子局～

合同墓の設置と維持管理について

大井議員①

Q 合同墓の建設は考えているか

A 任期最終年の令和4年度中に建設を進めたい

○大井議員



(1) 令和2年6月定例会において、合同墓の建設時期は任期中に建設

したいとあつたが、今後、高齢者比率が高くなり、合同墓の必要性が高まると思うが、建設は考えているか。

(2) 町営暑寒沢墓地の2年度末、3年8月末現在の合計返納状況は15件の返納があつた。最も多い返納理由は、改葬(お墓の引越し)に続いて、墓じまいとなっている。身内や家族が地方に住んでおり、そちらで供養するということが最も良い方法だと思ふが、数年前より核家族や単身高齢者が増加傾向にあり、この先を見てくれる人がいないことも増加している。再度、アンケート調査をすることだったが、早急に実施されたほうが良いのでは。

(3) 永代供養墓は、お墓を持つていない方、お墓の維持管理ができなくなつた方、お墓参りをするのが難しい方など、寺院や霊園・墓地管理者が維持管理して供養する墓で、合祀墓・合同墓・共同墓・合葬墓のことである。それぞれの特徴の違いがある。合同墓のメリットは維持管

理費用がなく子孫に負担が掛からない。デメリットは、一度埋葬すると二度と取り出すことができない。また、一体ごとに骨壺に入れ埋葬するのか、他人と一緒に埋葬されるのか違いはある。いずれも使用要件は、重要な課題だと思う。どういった形態・受入要件など、事前に確認する必要があると思うが。

(4) 現在、道内17市町では、ふるさと納税の返礼品にお墓参り代行の取組をしている。当町においても、ふるさと納税返礼品の一つにお墓の清掃があるが、お墓参り代行も追加できないか。

○町長

(1) どれくらいの利用が見込めるかという懸念があつたが、視察した自治体の合同墓で、供用開始から4か月で1件のみの利用で、1年後には20数件の利用実績があつたことから、長期的に一定程度の利用が見込めると判断し、任期最終年である令和4年度中に合同墓の建設を進めたいと考えている。

(2) 建設を考えているため、合同

墓に関する利用アンケートは、実施しない。

(3) 先行自治体を参考にしながら、合同墓建設と平行して検討していきたい。

(4) 当町では平成29年度より墓地清掃サービスを実施している。依頼のあつた墓地の草刈りや清掃を行い、花、線香をお供えした写真をお礼状に添えて依頼者に報告しており、29年度、30年度に1件ずつ、合計2件の申込みがあり、生きがい活動事業団に依頼し、寄附金額1万円で実施している。お盆にかけて希望されることを考え、4月から7月まで募集を付けている。

○大井議員

合同墓、合葬墓は宗谷管内の猿払村、留萌管内でも留萌市、苫前町で建設されており、小平町では8月から建設工事が始まり、来年4月から利用開始となるようだが、宗教、お寺や檀家との問題もあるので、しっかりと協議しながら進めてほしいが、合同墓の詳しい内容は、まだ分からないのか。

○町長

検討している最中であり、建設に向けて、利用方法や管理方法なども検討していきたい。

○大井議員

ふるさと納税の返礼品だが、お墓の清掃後に花を添えて写真を撮って送るのは良いが、寄附金に応じて、お供え物をして供養することはできないか。

○町長

申込みがたくさんあるのであれば考えられるが、2件しかないため考えていない。



～合同墓の建設は令和4年度に予定されている～

防災意識の向上について

大井議員②

Q 職員の防災力をつ
ける訓練は

A 机上訓練等の実施
及びマニュアルの
理解向上に努める

○大井議員

9月1日、震災対応訓練「北海道シェイクアウト」防災の日、当町はコロナウイルス感染症緊急事態宣言発出のもと、防災訓練を中止した。防災力を身につけること、その繰り返しで、いざというときに自然と行動に移せることができると思う。3つの安全基本行動として、姿勢を低くする「ドロップ」、頭や首を守る「カバー」、揺れが収まるまで動かない「ホールド・オン」を実行して自分の身を守る行動を取るなどの安全行動の取組が重要だと思う。防災ましけで災害・防災に関することを繰

り返し放送していたが、災害時にリーダーシップを発揮する町職員や任用職員は、例年どのような防災訓練を行っているのか。また、今年は何年どおり職員の防災訓練はできたか。

○町長

今年度の全町防災訓練は、広報や折込みチラシでお知らせしたとおり実施する予定で、周知や関係機関への依頼、準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症に伴う北海道への緊急事態宣言が発令されたことから、午前の津波を想定した高台への避難行動、午後の町職員による避難所の開設訓練ともに、やむを得ず中止とした。なお、「北海道シェイクアウト」は、

密な状況を回避できる訓練内容なので、予定どおりに参加し、3つの安全基本行動をとる取組を実践した。ここ数年、午前中は地震による津波を想定した訓練を実施、「指定緊急避難所」への職員配置による避難者の誘導や、各担当部署において所管施設などの見回り・点検を実施

し、災害対策本部会議を開催した上で「被害状況の報告による情報共有」、「対応策の検討」を行う訓練をしている。また、昨年度は午後から職員によるコロナ禍における避難所の開設・運営訓練をした。今年度は、午前中の訓練は児童生徒や町民などが参加される予定だったが、感染予防のため中止とし、午後からは町職員による避難所開設訓練を予定していたが、室内での訓練となり、感染力の強いとされるデルタ株も勘案し、町職員

のみの訓練も中止したが、準備段階でも、災害対策本部の厚生部を中心に、避難所開設方法や役割分担などをシミュレーションする机上訓練を実施しており、今後の災害や訓練に活かせるよう継続していきたい。

○大井議員

災害が起きた場合は災害対策本部の設置をするということで、災害発生時の職員初動マニュアルを作成していると思うが、災害発生時から1日間までが初期と位置づけられ、各部署の任

命分担を明確にして組織運営を効率的に行うものとなっている。また、職員が人事異動で2、3年で担当課が変わることになるが、新規採用や異動した職員を対象とした訓練、講習会は行っているか。

○町長

講習会は開いていない。

○大井議員

異動した職員等は、異動先の課で災害訓練に参加するということが。

○町長

課長等会議でも、初動マニュアルをしっかりと確認するように、再度、指示をしている。町職員に対して、マニュアルを理解するように今後とも伝えていきたい。



消防団員の処遇について

川島議員

Q 消防団員の報酬等は適正だと思っ
ているか

A 標準的な額を満
たしていないので消
防団と協議して検
討したい



○川島議員

消防庁では、
減少する傾向
が続く消防団
員の確保に向
けて、出勤報
酬と年報酬を見直し、支給方法
を団員に直接支給するように通
知した。

- (1) 当町の消防団員の充足数は。
- (2) 出勤報酬と年報酬は、消防庁の通知どおりになっているか。
- (3) 報酬は、団員個人に直接支払われているか。

○町長

(1) 第1分団（市街地区）は、定

員数24名で実員数23名。第2分団（別荘地区）は、定員数17名で実員数15名。第3分団（舎熊地区）は、定員数17名で実員数16名。第4分団（阿分地区）は、定員数17名で実員数15名。第5分団（岩老・雄冬地区）は、定員数9名で実員数9名。第6分団（彦部・元阿分・信砂地区）は、定員数17名で実員数9名である。消防団全体は、定員数110名のところ団長1名、副団長2名、女性消防団員6名の9名を含め、実員数96名となり、充足率は87・3%である。

(2) 消防庁から令和3年4月13日付けで、非常勤消防団員の報酬等の基準を前提とし、各市町村で十分検討した上で改正を行い、4年4月1日から施行する通知があった。

当町は、平成29年4月1日付けで年報酬及び出勤報酬を増額したが、年報酬は標準額を満たしていない。増額は、近隣の市町村の状況を勘案した上で検討し、団員の処遇改善に向けて取り組んでいきたい。また、出勤

報酬は標準額どおり支給している。

(3) 団員個人に直接支払っている。

○川島議員

消防団員の報酬等は、適正だと思っ
ているか。

○町長

人口が減少している状況で、消防団員の定数見直しも考えている。消防庁から処遇に関する検討会の結果で、消防団員を確保するため、出勤報酬と年報酬の標準的な額が示されているが、出勤報酬は1日8000円、当町は半日の4時間で4000円であり、出勤報酬はクリアされている。年報酬は平成29年度に2万6000円から3万円としたが、通知には3万6500円となっており、6500円足りない。消防団と十分協議をし、改善に向けて検討したい。



議会に請願、陳情される方へ

1. 請願書、陳情書は右記の様式に準じ作成してください。
2. 請願書には、町議会議員の紹介、議員1名以上の署名または記名捺印が必要です。
3. 陳情書には紹介議員の必要はありません。
4. 請願・陳情はいつでも受付けておりますが事務処理の都合がありますので、なるべく定例会開会の10日前までに提出ください。
5. その他不明の点について、議会事務局にお問合わせください。
電話53-1311（議会事務局 直通）

請願書

………について
(請願の内容)
請願者 (代表)○○○○◎
紹介議員 ○○○○
(署名または記名捺印)
令和 年 月 日
増毛町議会議長 ○○○ 殿

盛土造成地について

Q 盛土造成地は存在するか

A 盛土造成地はないと思っ

菅原議員



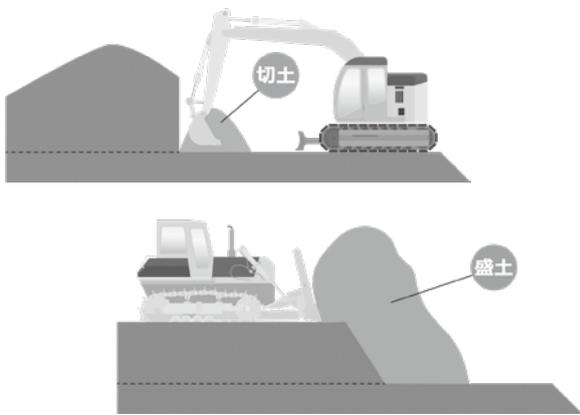
静岡県熱海市伊豆山で7月3日、大雨により盛土が崩壊、大規模な土石流が発生し、多数の死傷者や家屋の損壊が発生した。適切な埋立て処理と行政の監督管理が不適切だったとして、被害者は、行政・施工業者・土地所有者に対して、補償を求めらるべく損害賠償訴訟に発展するとの報道がされている。自然災害は、今まで学んだ経験値からでは全く考えも及ばない規模で、多数発生している。

当町において、建設残土等に

よる、盛土造成地は存在するか。
○町長
建設残土等による盛土造成地は存在しない。切土や盛土などの造成で、道の許可が必要な開発行為を申請した事業は、過去にゴルフ場や見晴団地等があるが、切土が主体の造成で、盛土造成地ではない。

菅原議員
山間部や沢などには、盛土造成地はあるか。

○町長
造成地はないと思っ



廃棄物処理について

Q 最終処分の確認までの管理は

A マニフェストにて確認を行っ

菅原議員

(1)経年劣化や耐用年数を過ぎた物件や、使用目的を終えた、解体処理を必要とする行政財産や普通財産が多数存在するが、処理には当然、処理業者は廃棄物処理法を遵守し、適法に処理を行わなければならない。また、排出事業者にも処理責任が課される。廃棄物処理法第12条第7項では、「排出事業者は産業廃棄物の最終処分が終了するまでの、一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」としている。排出事業者の3大義務とされる、保管基準の遵守、委託基準の遵守、産業廃棄物管理

票、いわゆるマニフェスト票の交付が義務づけられている。3大義務に違反すると、排出業者も罰金や懲役刑の併用もあり、廃棄物処理法の措置命令の対象となる可能性がある。当町は最終処分の確認まで、どのような行程で管理を行っているのか。(2)町有財産の解体・取壊しを処理業者に委託する場合、解体等の直接経費と廃棄物処理費は、個別に積算され事業者者に委託しているのか。

○町長

(1)当町の発注工事は、マニフェスト票にて排出業者・運搬業者・最終処分場の確認と、最終処分完了の確認を行っている。空き家等除却補助事業における空き家の解体完了後、排出業者から実績報告書の提出と合わせて、産業廃棄物処理施設が発行したマニフェスト票の写しにより最終処分の確認をしている。また、民間工事等についても、産業廃棄物処理は、マニフェスト票で管理することになっており、同様な管理がされていると

認識している。
 (2)解体工事費の算出は、設計書の内訳は解体等の直接工事費と工事諸経費に分類され、諸経費のうち産業廃棄物処分費は個別に算出し、工事費より控除しているの、解体等の直接工事費と産業廃棄物処分費は個別に積算を行っている。

○普通議員

直接経費と処理費は別々に算出しているようだが、マニフェスト票をもらって、設計段階の処理量とマニフェスト票の処理量を確認したことはあるか。また、設計変更は減になることもあるのか。

○建設課長

解体工事については、当初の設計数量は概数発注しており、解体完了後、出てきた実施数量で設計変更し、増も減もある。



町有財産の利活用について

酒井議員

Q 商工会の移転先、旧増毛幼稚園は売払いなのか貸付けなのか

A 普通財産運用委員会承認を受けて、貸付けをしている



○酒井議員

自治体の資産については、地方自治法にその内容や管理方法が規定されており、行政財産と普通財産に区分され、行政財産は自治体の政策実現のために必要な資産として維持管理されるため、貸付けや処分などに制限が設けられる。また、普通財産は民間と同じように貸付け、売払いなどできるが、自治体の財産は地方財政法に「常に良好の状態に

においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならぬ」と規定されており、普通財産であっても漫然と所有したり、有用性が低い状態が許容されるわけではない。
 (1)旧増毛幼稚園に商工会が移ることになった経緯、また、売払いなのか貸付けなのか。
 (2)旧信砂小学校の体育館が、農業者に貸付けられることになった経緯、今後の見通しは。
 (3)統廃合になったそのほかの旧小中学校の校舎は、どのように管理しているのか。また、処分されたものはあるか。
 (4)現在、所有している旧教育施設以外の普通財産である建物については、どのような状況になっているのか。

○町長

(1)令和2年12月に商工会より、商工会館の老朽化が著しく倒壊の危険性があるため、移転先として旧増毛幼稚園を貸付けしてほしいと要望があった。利用目的が商工業の振興であり公共的

団体であるため、無償貸付をすることについて普通財産運用委員会の承認を受け、貸付けしている。

(2)旧信砂小学校の建物及び土地の売却について、普通財産運用委員会にかけ、ホームページにて公募していたが、売却先が決定しない状況の中、3年7月に信砂地区の農業者団体より、農業用機械の倉庫として旧信砂小学校の体育館を貸付けしてほしいとの要望があった。こちらも、普通財産運用委員会にて貸付けすることの承認を受け、有償貸付をしている。
 (3)旧別荘小学校は平成29年度に解体が完了しており、旧阿分小学校は体育館を解体し、校舎部分は地域住民の避難施設や当町の書庫として活用している。旧舎熊小学校は、自治会館の機能を持った施設として利用してもらっているほか、運動器具を設置し地域住民の健康増進拠点としても活用している。旧雄冬小中学校は、地域住民の避難施設として活用している。

(4)老朽化を考慮しながら、活用可能な建物は一般住宅や地域おこし協力隊員の住宅、ちよっと暮らし住宅として活用しており、老朽化が著しく今後も活用が見込めない建物は、解体を進めている。

○酒井議員

地域の産業や、団体に使用してもらい、その建物が有効に機能することが大事だと思う。この観点から、低額で貸付けることを考えても良いと思うが。

○町長

旧教育施設等は、各自治体が利活用に苦慮しており、有効的に活用することを検討し続けなければならぬ。遊休公共施設は今後の費用のことを考えると譲渡したほうが良いと思うが、使用する側は10〜20年後に大きな取壊し費用が発生するので、商工会、農業者団体も所有権の移転を望まなかったと思う。私自身が当事者でも同じような状況になると思う。旧信砂小学校体育館の貸付料も、公宅使用料の基準で算出したが、産業振興によ

る減額を含め、年間使用料を安くしている。構成員が4〜5人だと人数で割り、使用料も軽減されると思っている。

○酒井議員

古くなって傷みが目立ってきた建物は、計画的に取壊しをしていたと思うが、どのように進めているのか。

○町長

ここ数年では、旧別荘小学校、前の旧舎熊小学校、アワビセンター、これから取壊しとなる増毛小学校前の住宅などがある。また、できるだけ活用もしており、消防横の住宅は取壊しせずに改築し、前の旧舎熊小学校の教員住宅も地域おこし協力隊やちよっと暮らし事業に使用している。いろいろ判断しながら、計画的に進めなければならない。

○酒井議員

今後、改修または改築を計画している建物はありますか。

○町長

将来的には役場庁舎も検討していかなければならない。

また、旧教育施設がどのような状況になるか、注視しなければならぬ。現在、活用していても、5年後、10年後に活用できなくなった場合に、大きな費用をかけて改修をするのか、取壊しをするのか検討しなければならぬ。ただ、この6〜7年間で改修と取壊しを進めてきた。



～増毛町商工会の移転先となった旧増毛幼稚園～

「議会だより」について ご意見をお寄せください

議会広報特別委員会は、より見やすい、親しまれる「議会だより」作りを目指しています。ご意見やご感想、どんなことでも結構です。どうぞ、議会事務局までお寄せください。

連絡先 電話53-1311 (議会事務局 直通)



編集後記

アメリカ合衆国のテキサス州で、9月1日に「ハートビート法」という州法が施行されました。これは、例え望まない妊娠であっても6週目以降の人工妊娠中絶を禁止するもので、翌日には抗議活動ウイメンズマーチが600以上の都市で開催、数十万人の女性がこの法律に反対する声をあげたといわれています。アメリカでは1973年に

「ロー対ウエイド裁判」において、それまで違法とされた人工妊娠中絶が女性の権利として認められ、不当に規制する州法を違憲と判決しているようですが、この「ハートビート法」は刑罰や何かの規制上の罰に依存していた他の中絶制限法と違い、「私的訴権」を認めていることから、被害を受けていない人でも同法に基づいた訴追が可能で、市民であればあらゆる中絶関係者に対して民事訴訟を起こし最大1万ドル(約110万円)の損害

賠償請求ができるそうです。中絶を行った医師だけでなく、看護師、病院を紹介した人、連れて行ったタクシー運転手、相談を受けた人、当事者の家族も訴えられる可能性があるといえます。

州議会議事堂前広場での抗議活動を伝える映像には、「早速、賞金稼ぎのような人が出てきた」、「一般市民に訴追させるのは州が違憲だと判断されたくないからだ」と指摘する人達の姿がありました。

バイデン大統領の求めに応じ、連邦地方裁判所は10月6日に施行一時差止めを命令したのですが、2日後には連邦控訴裁判所がこの差止めを無効と判断するなど、状況は混迷を極めていくようです。

また、この州法と同時に銃規制の緩和が施行され、免許を持たない一般住民が安全講習を受けなくても公共の場で銃を人目に見える状態で持ち歩くことが可能になったそうですが、今こういった州法を成立させる共和

党の狙いについて、参加者のロビンソン牧師は「これは選挙のため。信仰心の厚い白人が投票してくれるから」と言い切ります。どうやら背景には、白人が国内で少数派になる「2045年問題」があるようで、建国以来続いてきた「白人が主人公」という要素がなくなる前、強引にでも今のうちというわけです。

日本が何事においても大きく依存しているアメリカですが、まるで東欧の旧共産主義国を思わせる、市民の密告を促すようなシステムを運用し始めるとは、自称自由の国では今後しばらく社会の混迷が続くそうです。

(至成)

議会広報特別委員会

- 委員長 上野 剛
- 副委員長 大井 紀美恵
- 委員 岩崎 俊一
- 酒井 倫明
- 川島 優
- 合羽井 達男

議会のうごき

8月

5日 議会だより 166号発行

9月

3日 議会運営委員会

15日 全員協議会

令和3年第3回定例会(第1日)

令和2年度各会計決算審査特別委員会

16日 令和2年度各会計決算審査特別委員会

17日 令和2年度各会計決算審査特別委員会

令和3年第3回定例会(第2日)

10月

13日 議会広報特別委員会